

マイノリティ政経受験サポート室

マイ政経 DEPARTURE

公式テキスト



はじめに

ご挨拶

この度は、このテキストをご覧いただきありがとうございます。
マイノリティ政経受験サポート室の講師、「ひかさ」です。
この講座は、政治・経済、現代社会、公共を初めて勉強する人向けの政経入門講座です。
本来、政経は「政治原理」「経済原理」というなじみのない部分から始まりますが、
この講座では**全10回で日常生活に役立つ範囲を中学公民レベルで復習し、**
かつ入試で問われるレベルまで学習します。
もちろん、この講座1つで合格できるわけではありません。
でも、政経をどこから勉強したらいいかわからない人はぜひ受講してください。

本書の使い方

このテキストは、**授業後復習型**です。
STEP① 動画を視聴して、内容を理解する。
STEP② 内容を復習する。
STEP③ わからないところは参考書や用語集で調べる。
STEP④ それでもわからないところは公式LINEで質問！

※第10回「政経計算演習」のみ、事前に問題を解いてから動画を視聴してください。

スケジュール

この講座は定期的に配信します。以下のスケジュールで**毎回20:30**に動画を公開します。

	投稿日	シリーズ	内容
第1回	3月6日(月)	ガイダンス	政経学習ガイダンス
第2回	3月7日(火)	政治分野 COMPULSORY	日本の政治体制
第3回	3月8日(水)	政治分野 COMPULSORY	日本国憲法
第4回	3月9日(木)	経済分野 COMPULSORY	需要供給線
第5回	3月10日(金)	経済分野 COMPULSORY	日本の企業
第6回	3月13日(月)	社会分野 COMPULSORY	労働問題
第7回	3月14日(火)	社会分野 COMPULSORY	消費者問題
第8回	3月15日(水)	国際分野 COMPULSORY	日本の領土問題
第9回	3月16日(木)	判例 COMPLATE	裁判制度
第10回	3月17日(金)	計算 COMPLATE	政経計算演習

政経ガイダンス

I：政経って？

政経は身近な問題を考えることができる力をつける科目。

憲法9条の何が問題なんだろう？

なぜ独占がダメなの？

なぜ天皇は象徴なんだろう？

国の豊かさはどうやって計算するの？

同じ性別で結婚はなぜできないの？

今、どんな環境問題が起きているんだろう？

飛行機の騒音がうるさいので、飛行禁止にできるの？

買った商品って返金してもらえる？

収入が少なく生活がギリギリだとどうするの？

どうやって国会議員を選ぶの？

なぜ戦争が起きたのだろう？

これらの質問の答えが「政経」にあります。

II：政経で学ぶ内容

【政治分野】

- ・民主政治と政治原理
- ・各国の政治体制
- ・日本国憲法と平和主義
- ・基本的人権の尊重
- ・人権の国際的保障
- ・国会
- ・内閣
- ・裁判所
- ・地方自治
- ・政党政治史
- ・選挙
- ・国際連合
- ・国際政治
- ・軍縮

【経済分野】

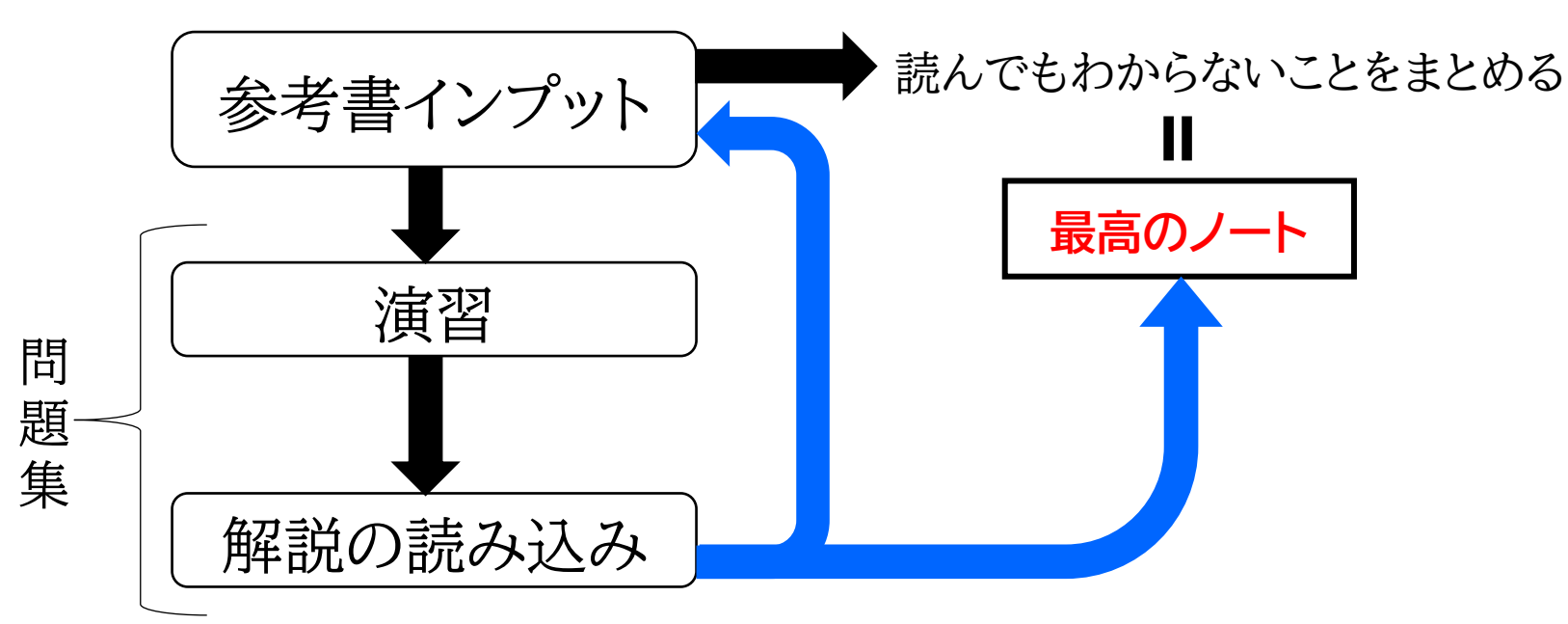
- ・経済のしくみ
- ・市場機構
- ・財政
- ・金融
- ・国民所得
- ・戦後の日本経済
- ・中小企業問題
- ・物価問題
- ・都市問題、人口問題
- ・消費者問題
- ・労働問題
- ・環境問題
- ・社会保障
- ・国際経済

政経の特徴

- ①憲法の暗記は必須
- ②裁判所の判例もチェック
- ③計算問題が出題される
- ④私大政経は範囲が未確定
- ⑤時事問題が出題される

Ⅲ： 政経の勉強方法

●勉強の流れ



●問題から戻り方法

【選択問題】 答：×

領域とは、領土、領海、領空の範囲で

領空とは、領土、領海、EEZの上空を指す。

【記述問題】

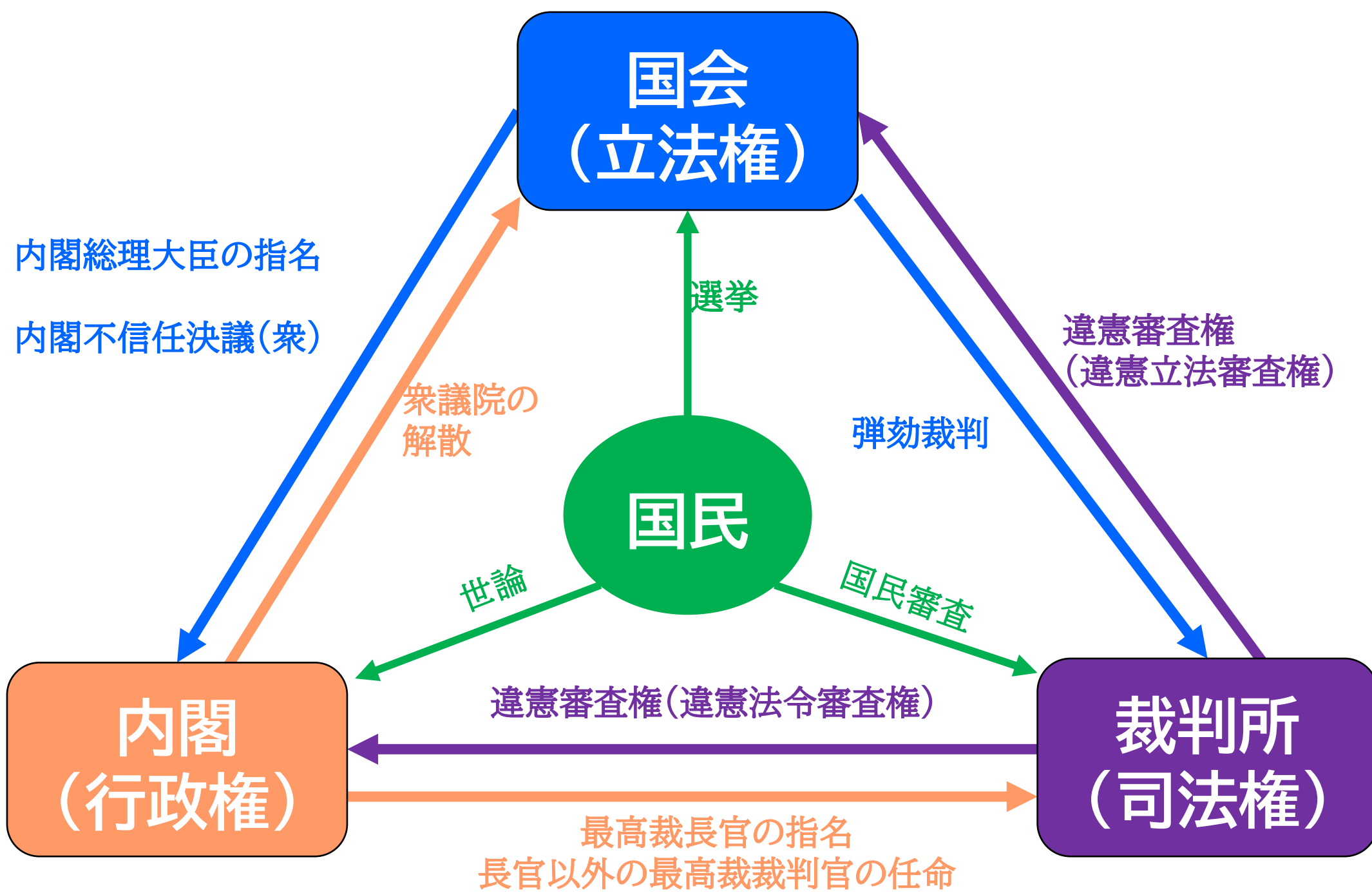
憲法13条に基づいて主張される

憲法に明記されていない権利を**新しい人権**という。

Ⅳ： 年間スケジュールの例（最低ライン）

月	内容	共通	私大
3月	・教材を吟味してそろえる。(本屋に行く)		
4月	・参考書を使用してインプット		
5月	<やり方>		
6月	①政治分野、経済分野 並行 をおすすめ ②アウトプットを忘れない(基礎的な問題集 を解く) ③ 不明語は絶対用語集などで調べる	40%	30%
7月	・問題演習中心		
8月	<やり方> ①基礎的な問題集を完璧に(解説できるように) ② 私大向け問題集 で演習 ③解説などを読み、足りない知識を参考書・用語集でチェック ④該当範囲の説明を参考書で読み、同じ単元でまだ身につけていないものはここでインプット	60%	50%
9月	・ 過去問 中心		
10月	<やり方> ①私大向け問題集を完璧に(解説できるように) ②過去問で演習 ③解説などを読み、足りない知識を参考書・用語集でチェック ④該当範囲の説明を参考書で読み、同じ単元でまだ身につけていないものはここでインプット	70%	70%
11月	・ 苦手範囲を集中 して演習 <やり方> ①今までの演習で苦手だった範囲を別の問題集を使って復習。 ②足りない知識はインプット	80%	80%
12月	・苦手克服状態	自分の目標点	最低率+10%

I：日本の三権分立



国会	法律を作る担当(立法権)。衆議院と参議院の 二院制 を採用。それぞれの議員は国民が選挙で選ぶ。
内閣	法律を実行する担当(行政権)。国会議員が選んだ 内閣総理大臣 と、内閣総理大臣が選んだ 国务大臣 で構成。
裁判所	国会や内閣の行動が正しいかを審査する担当(司法権)。国会が作った法律や内閣が作った政令が日本国憲法に違反していないかを判断する 違憲法令審査権 を持っている。

II：日本の政治体制

天皇象徴制	天皇は日本国・日本国民の象徴。政治には口出しができない。ただし、憲法で定める 国事行為 のみ認められる。
国民主権	日本の政治について最終決定をすることができる権利(主権)は国民が持つ。国会議員を選んだり、最高裁判所の裁判所を辞めさせたりする権利がある。
間接民主制	日本では国民が直接法律を作ったり、政治を行ったりするのではなく、国民が選挙で国会議員を選び、その国会議員が国民の代表者として政治を行う仕組み。

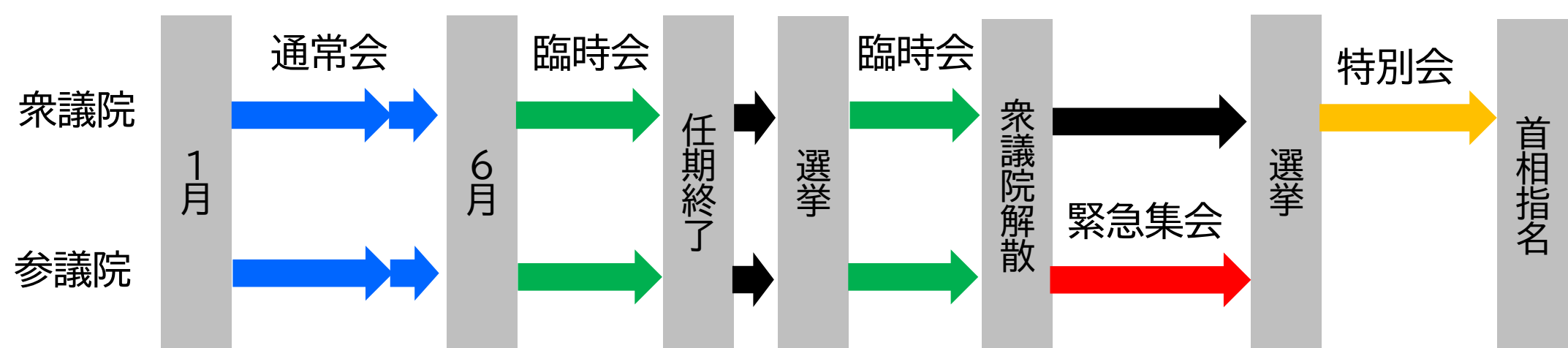
Ⅲ：国会の組織

衆議院		参議院
465名	定数	248名
4年 ※解散あり	任期	6年 ※3年ごとに半数改選
18歳以上	選挙権	18歳以上
25歳以上	被選挙権	30歳以上
小選挙区比例代表 並立制	選挙制度	選挙区制と比例代表制
あり	重複立候補	なし
あり	解散	なし
289名 (全国289選挙区)	選挙区制	148名 (全国45選挙区)
176名 (全国11ブロック)	比例代表制	100名 (全国1ブロック)

Ⅳ：国会の種類

通常国会 (常会)	毎年1月召集、会期は 150日 、延長は 1回可能
臨時国会 (臨時会)	次の場合に召集される ①内閣が必要とする場合 ②いずれかの議院の 総議員の4分の1以上 の要求がある場合 ③衆議院任期満了による総選挙・参議院通常選挙後
特別国会 (特別会)	衆議院解散に伴う総選挙後30日以内に召集し、 首相を指名 する。
参議院の 緊急集会	衆議院解散中に緊急の必要がある場合に召集。

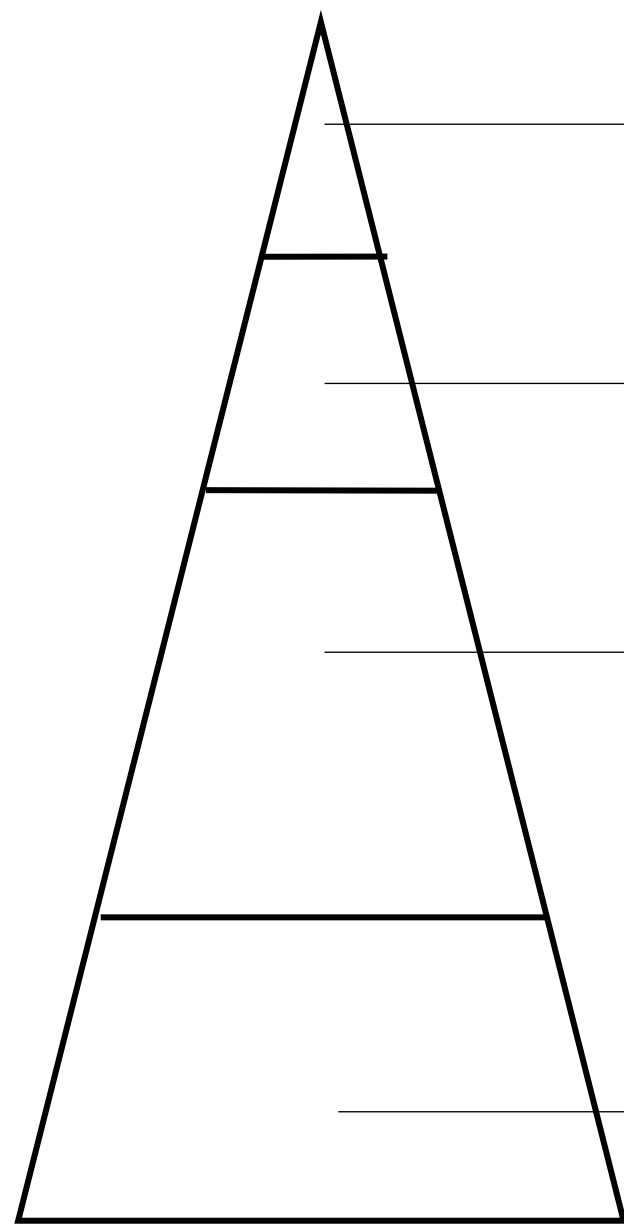
※1年間のうちに全ての国会があるとすると…



日本国憲法

日本国憲法

I：日本国憲法の立ち位置



憲法	制定者：国民
日本における最高法規	
法律	制定者：国会
国全体のルール。例)民法・刑法・商法など	
政令・省令	制定者：内閣・各省庁
法律で決めきれないルール。 政令…内閣が制定 内閣府令…内閣府が制定 省令…各省が制定	
条例	制定者：地方自治体
地方自治体のルール。例)迷惑防止条例	

II：日本国憲法の基礎知識

公布	1946年11月3日
施行	1947年5月3日
原則	① 国民主権 ② 平和主義 ③ 基本的人権の尊重
国民の義務	① 教育を受けさせる義務 ② 勤労の義務 ③ 納税の義務

III：日本国憲法の構成

章	条数	内容
	前文	日本国憲法の制定目的など
1	1～8	天皇
2	9	戦争の放棄
3	10～40	国民の権利及び義務
4	41～64	国会
5	65～75	内閣
6	76～82	司法
7	83～91	財政
8	92～95	地方自治
9	96	改正
10	97～99	最高法規
11	100～103	補則

IV: 日本における人権

日本国憲法 第11条 (基本的人権の尊重)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。

この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

日本国憲法 第13条 (幸福追求権)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

V: 人権の種類

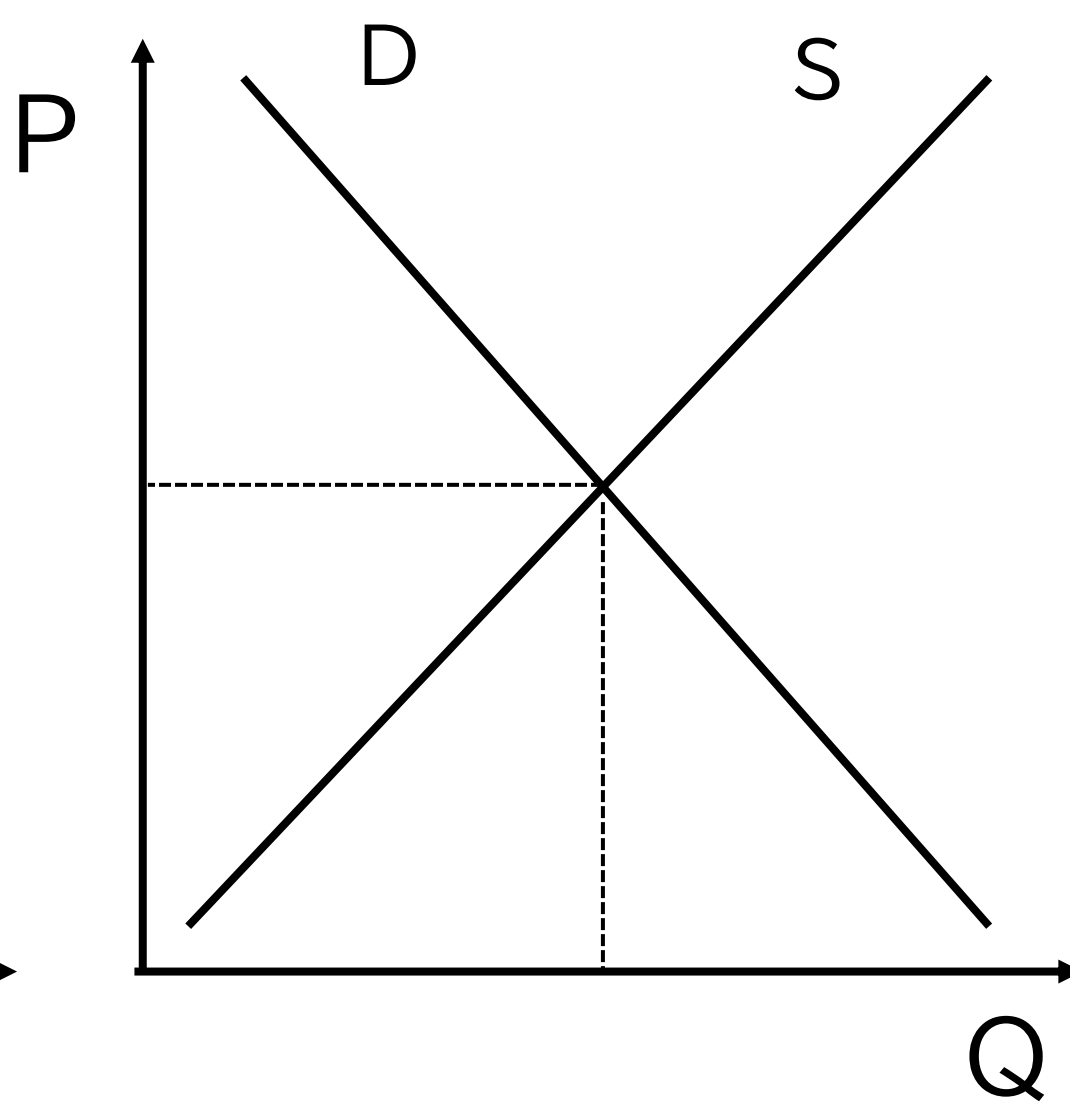
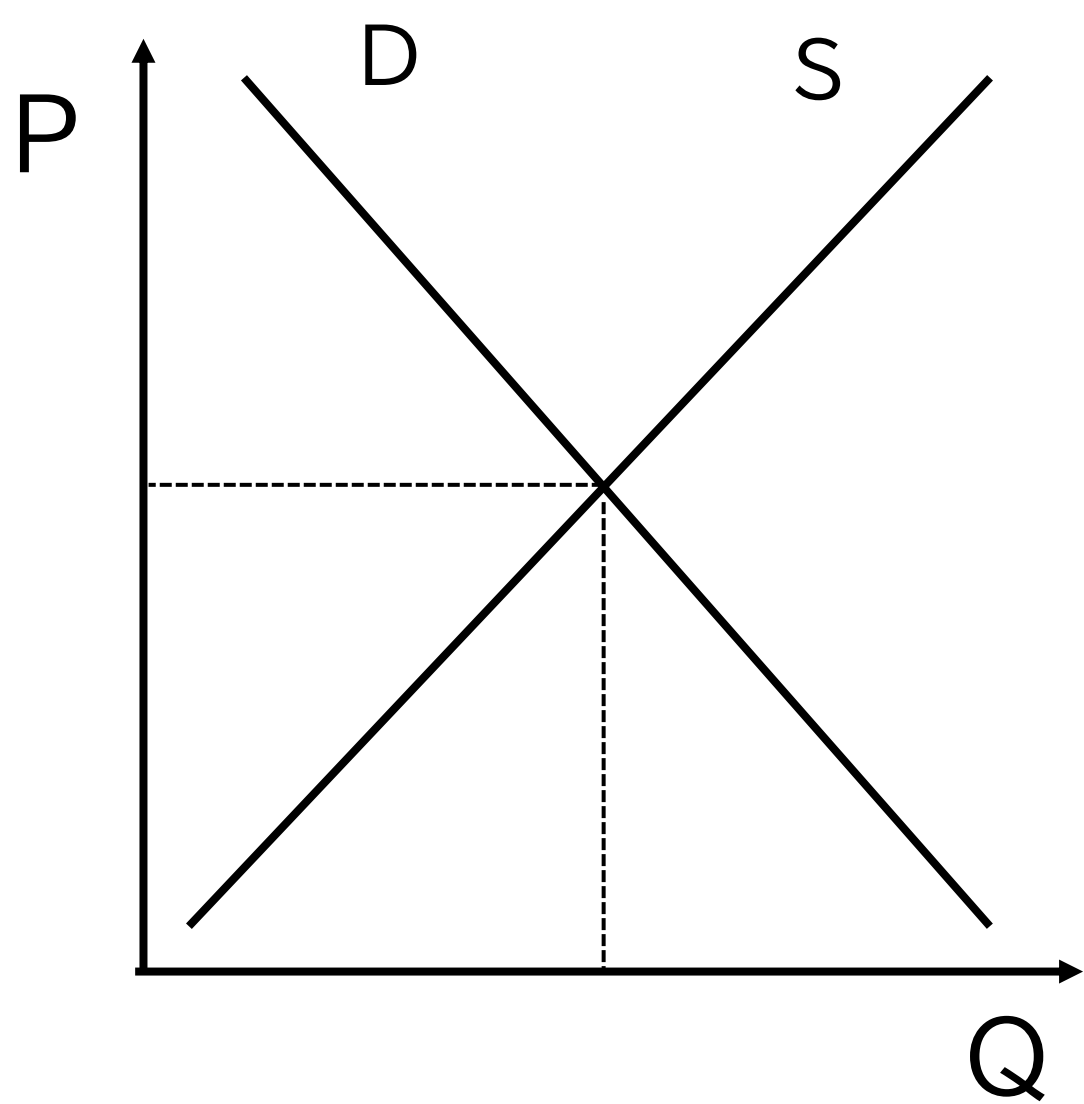
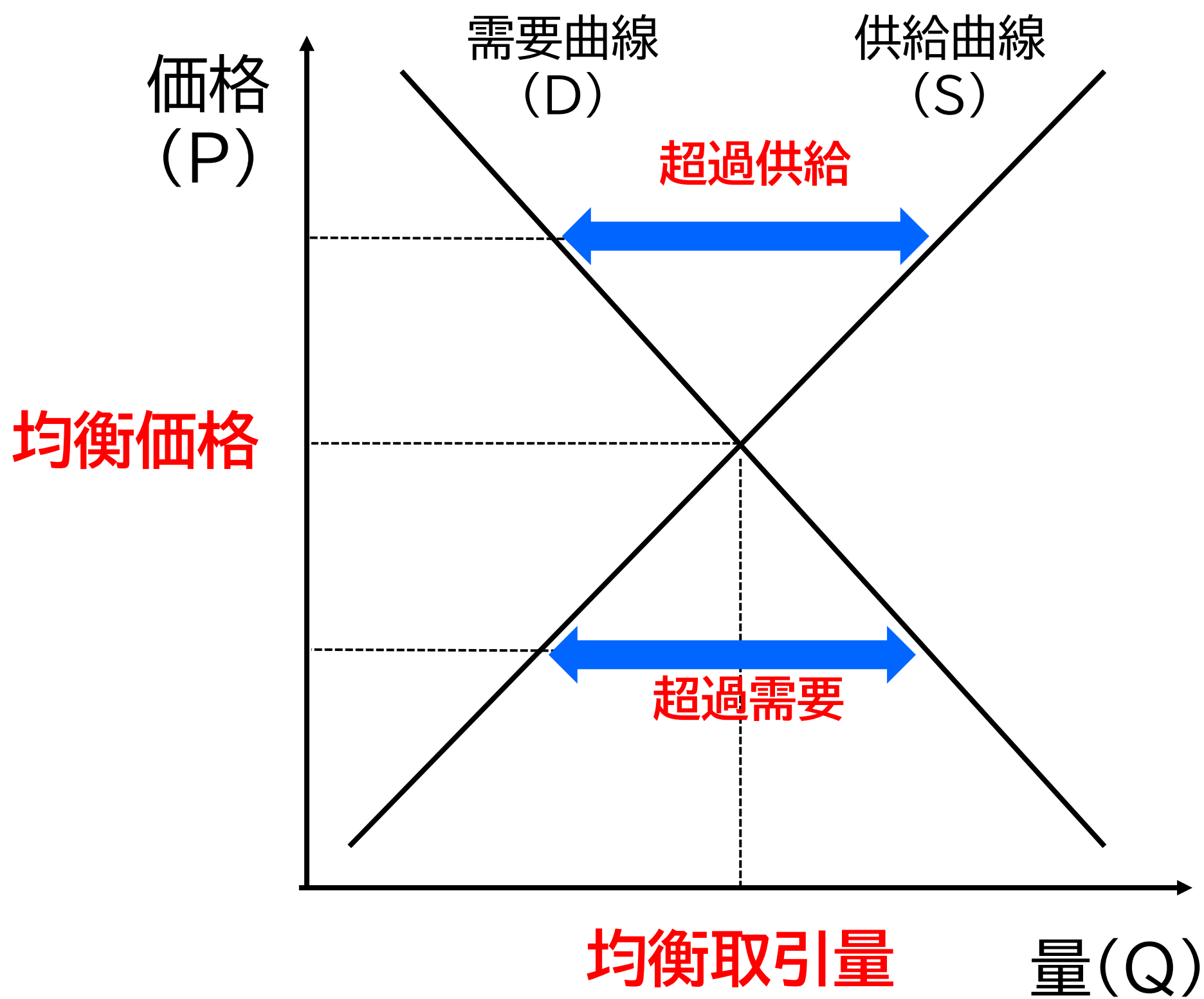
自由権	人身の自由	18条 奴隷的拘束及び苦役の禁止 31条 法定手続きの保障 33条 令状主義 (不法逮捕の禁止) 34条 弁護人に依頼する権利 35条 住居不可侵 36条 拷問・残虐な刑罰の禁止 37条 裁判を受ける権利 38条 黙秘権 39条 一事不再理の原則・遡及処罰の禁止
	精神的自由	19条 思想・良心の自由 20条 信教の自由 21条 集会・結社・言論・出版・表現の自由 23条 学問の自由
	経済的自由	22条 居住・移転・職業選択の自由 29条 財産権
平等権		14条 法の下での平等 24条 両性の本質的平等 44条 参政権の平等
社会権		25条 生存権 26条 教育を受ける権利 27条 勤労の権利 28条 勤労者の労働三権
参政権		15条 公務員の選定罷免権 43条 被選挙権 44条 被選挙権 79条 最高裁裁判官国民審査権 95条 地方特別法制定の住民投票権 96条 憲法改正の国民投票権
請求権		16条 請願権 17条 国家賠償請求権 32条 裁判を受ける権利 40条 刑事補償請求権

→ここに保障されていないが時代が変わり新しく国民が求めた権利を「新しい人権」という。

VI: 人権の制限と公共の福祉

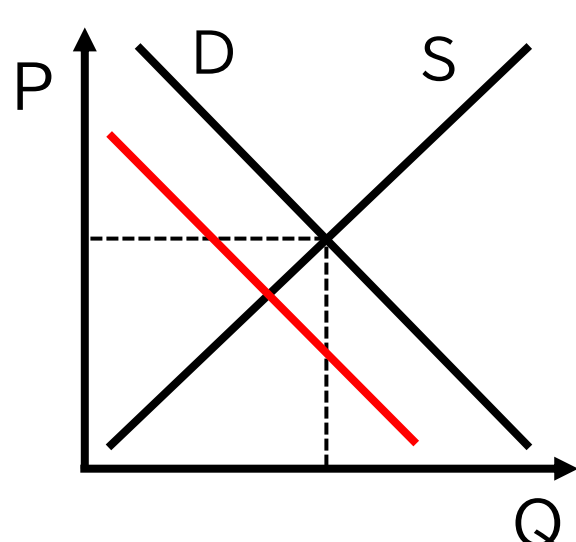
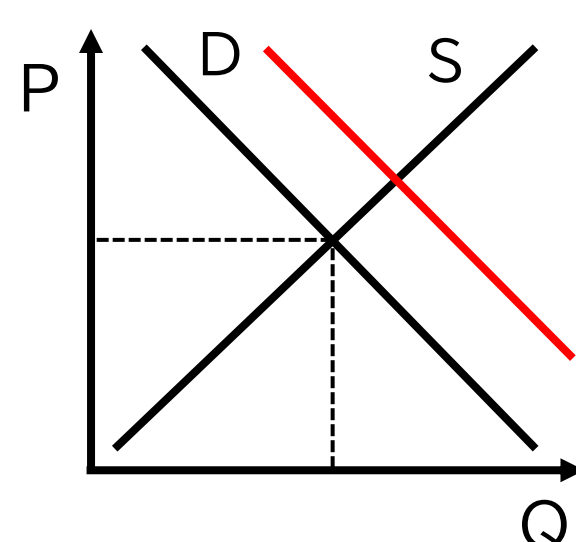
制限① 年齢(未成年)	未成年者は意思能力に欠けるため選挙権、婚姻の自由、契約の自由が制限される。	年齢の制限の例は次の通り。 ・民法第4条(成年) ・民法第731条(婚姻適齢) ・公職選挙法第9条(選挙権)
制限② 国籍(外国人)	「国民は、～」と書かれている権利については日本国民のみ保障され、外国人は保障されない。	・マクリーン事件
制限③ 公共の福祉	①内制的制約 私人間の人権の衝突を調整するために個人の人権を制限する。 ②政策的制約 公共の利益のために個人の人権を制限する。	公共の福祉は次の場合に適用が可能 ・12条(自由と権利の保持) ・13条(幸福追求権) ・22条(居住・移転・職業選択の自由) ・29条(財産権)

I: 需要供給の関係



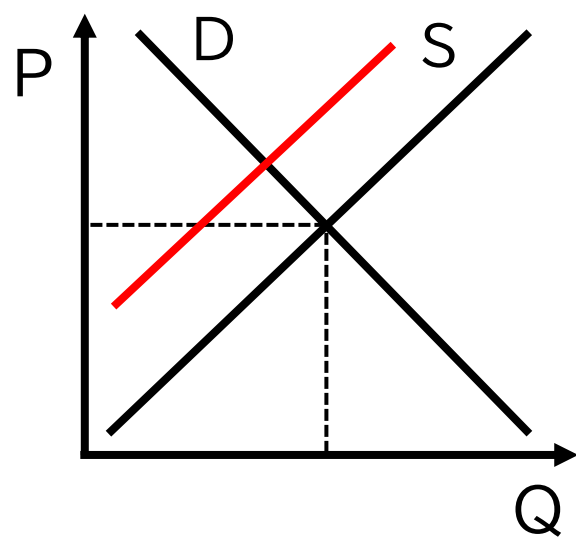
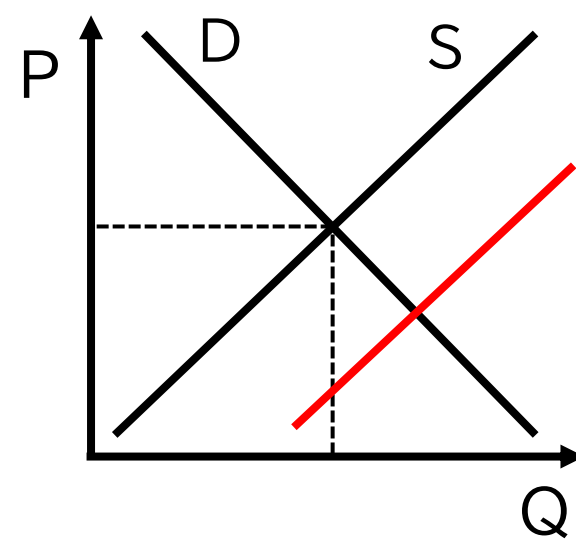
Ⅱ：需要供給線の移動要因

●需要曲線が動く要因

左に動く場合（需要小）		右に動く場合（需要大）
		
減少	所得	増大
増税	税金	減税
低下	人気	上昇
下落	代替品価格	上昇
上昇	補完財価格	下落

代替品…バターとマーガリンなどのように似たもの
 補完財…パンとジャム、ペンとインクのように一緒に使うもの

●供給曲線が動く要因

左に動く場合（供給小）		右に動く場合（供給大）
		
なし	技術革新	あり
上昇	材料価格	下落
増税	税金	減税

I：企業の種類

公企業	国営企業・公社・独立行政法人・公庫など
公私合同企業	JR・JT・NTT・第三セクター
私企業	合名会社、合資会社、株式会社、合同会社、(有限会社)

2006年
新会社法制定

新会社法

- ①有限会社は今後創設できない ※既存のものはそのまま存続
- ②最低資本金制度が撤廃された ※出資金1円から創設できる
- ③合同会社の創設

II：私企業の種類

有限責任…倒産した場合などに、出資した額のみだけ責任を負う

無限責任…倒産した場合などに、会社が持つ全資金の責任を負う

	責任	特徴
合名会社	無限責任	親族を中心とする小規模な会社が多い。
合資会社	無限 + 有限責任	経営者の個性を基礎とする小規模な会社が多い。
株式会社	有限責任	多数の株式を発行するため、資金が集めやすく大企業に多い。
合同会社	有限責任	アメリカの会社に多い形態で、ベンチャー企業に適している。
有限会社	有限責任	出資者数を限定するなどして、個性を出す。 ※新設できない。

III：企業の社会的責任(CSR)

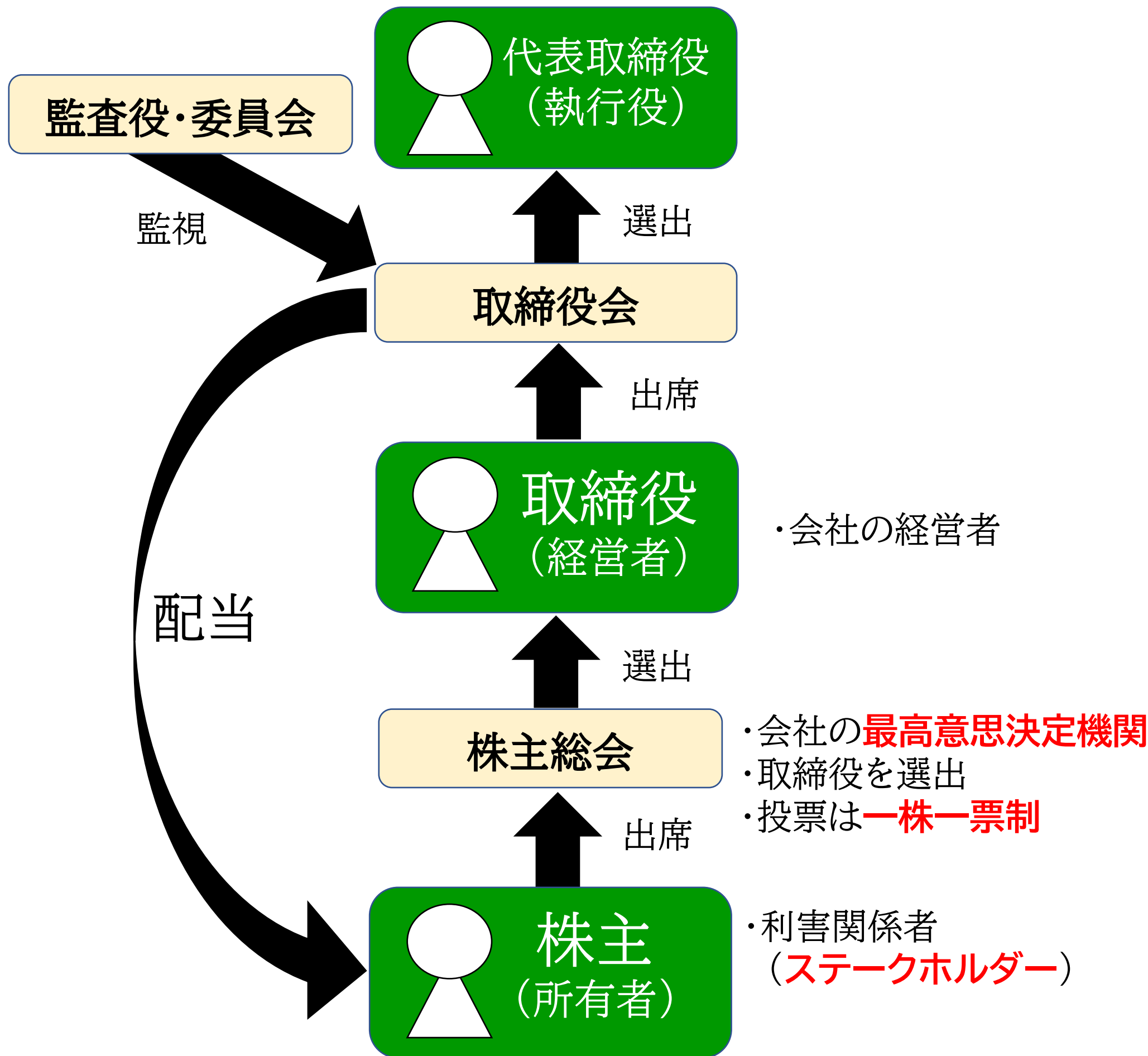
企業は社会に大きな影響を与えるため、企業には社会的責任(CSR)が伴うとしている。

ゼロ・エミッション	廃棄物や排出物を一切出さないこと
メセナ	文化・芸術活動への支援
フィランソロピー	社会貢献活動や慈善的寄付行為
コンプライアンス	企業による法令遵守や自主規制
アカウンタビリティ	行政や企業の説明責任
コーポレート・ガバナンス	企業統治のこと。企業の業務の監視を行うこと。
ディスクロージャー	情報公開のこと
ISO14000シリーズ	企業の活動が環境に及ぼす影響を最小限にすることを目的とした国際的な標準規格。
無過失責任の原則	今までは、故意や過失があった際に責任を負う「過失責任」だったが、故意・過失の有無にかかわらず、損害発生を責任を負うという「無過失責任」に考え方が変わった。
汚染者負担の原則(PPP)	公害を発生させた企業が損害賠償や公害防止費用を負担する原則。OECDで採択され、公害事業負担法や公害健康被害補償法で法制化した。

IV: 資金調達方法

方法	詳細	配当金	利子率	リスク
直接金融	企業が株式や社債を発行して、資金を直接調達すること。	高	高	大
間接金融	企業が銀行などの金融機関から、資金を借り入れること。		低	小

V: 株式会社の仕組み



VI: 株式会社の特徴

株主は 法人 >個人	<ul style="list-style-type: none"> ●法人株主…企業や金融機関が企業の株主となる場合 ●個人株主…個人投資家が企業の株主となる場合 →法人(約80%)>個人(約20%) ※2018年時点
所有と経営の分離	企業の所有者と経営者が別になること。個人株主は株価の推移や配当を目的とし、経営に関心がない。また経営者は株主である必要もないことから、出資者＝経営者という状態でない場合が多い。
株の持ち合い	大企業が企業集団を結成している場合が多く、お互いの株式を所有し合うこと。近年この割合は低下している。
配当	会社が利益を生み出した場合には、その利潤の一部を株主が受け取ること

I：労働問題を考えてみよう！

マイ政経の教材作成アルバイト募集！

- 【雇用形態】 アルバイト
- 【条件】 13歳以上
- 【労働時間】 1日あたり8時間、週6日、休憩45分
- 【勤務時間】 14:15～23:00
- 【雇用期間】 3年
- 【賃金】 時給1500円×8時間＝12000円
- 【有給休暇】 付与なし

II：労働権

日本国憲法 第27条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- ② **賃金**、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- ③ **児童**は、これを酷使してはならない。

日本国憲法 第28条

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

		警察・消防・自衛官 (人事院の勧告制度)	一般公務員 (労働委員会が仲裁)
団結権	労働組合を作る権利	×	○
団体交渉権	労働条件について 雇用者と話し合う権利		△(一部)
団体行動権	労働者の権利を めぐって争う権利		×

III：労働に関するルール

1947年 **労働基準法**

労働基準法

労働条件についての最低基準を定め、

- ①労使対等 ②男女同一賃金 ③均等待遇 を原則とする。

IV: 労働に関するルール(労働基準法)

		労働基準法の条文
労働時間	1日8時間 1週間40時間	第32条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について 四十時間 を超えて、労働させてはならない。 ② 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について 八時間 を超えて、労働させてはならない。
休憩	(6時間以上) 45分 (8時間以上) 1時間	第34条 使用者は、労働時間が 六時間を超える場合には少くとも四十五分、八時間を超える場合には少くとも一時間 の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。(略) ③ 使用者は、第一項の 休憩時間を自由に利用 させなければならない。
休日	週休1日	第35条 使用者は、労働者に対して、 毎週少くとも一回の休日 を与えなければならない。 ② 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の日を有する使用者については適用しない。
所定外労働	割増賃金25% ・労働時間延長 ・休日労働 ・深夜労働 割増賃金50% ・1か月60時間以上の延長	第37条 使用者が、(略) 労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合 においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の 二割五分以上五割以下 の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が 一箇月について六十時間を超えた場合 においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の 五割以上 の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。(略) ④使用者が、 午後十時から午前五時まで (厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで)の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の 二割五分以上 の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
有休	6か月未満 なし 6か月 +10日 1年6か月 +1日 2年6か月 +2日 3年6か月 +4日 4年6か月 +6日 5年6か月 +8日 6年6か月 +10日	第39条 使用者は、その雇入れの日から起算して 六箇月間継続勤務し全労働日の八割以上出勤した労働者 に対して、継続し、又は分割した 十労働日の有給休暇 を与えなければならない。 ② 使用者は、 一年六箇月以上継続勤務した労働者 に対しては、雇入れの日から起算して六箇月を超えて継続勤務する日(以下「六箇月経過日」という。)から起算した継続勤務年数一年ごとに、 前項の日数に、次の表の上欄に掲げる六箇月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる労働日を加算した有給休暇 を与えなければならない。
年齢	15歳以上	第56条 使用者は、児童が満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで、これを使用してはならない。
	労働基準監督署の設置	第97条 労働基準主管局(厚生労働省の内部部局として置かれる局で労働条件及び労働者の保護に関する事務を所掌するものをいう。以下同じ。)、都道府県労働局及び労働基準監督署に労働基準監督官を置くほか、厚生労働省令で定める必要な職員を置くことができる。

V: 最初の資料の問題点

- 【雇用形態】 アルバイト
- 【条件】 **13歳以上→15歳以上**
- 【労働時間】 1日あたり8時間、週6日、**休憩45分→休憩60分**
- 【勤務時間】 14:15~23:00
- 【雇用期間】 3年
- 【賃金】 **時給1500円×8時間=12000円**
→これに1500円×0.25(深夜)=375円を加えて12375円
- 【有給休暇】 付与なし**→付与あり**

I：消費者保護

●消費者主権

資源の生産及び配分、消費のあり方を最終的に消費者が決める。

●ケネディ大統領の「消費者の4つの権利」

①安全を求める権利 ②知らされる権利 ③選択する権利 ④意見を反映させる権利

□ ケネディ(A)

第35代アメリカ合衆国大統領で民主党出身。キューバ危機などを切り抜けた人だが、暗殺された。

II：悪質商法

マルチ商法	ネズミ算式に販売会員を増やして、販売会員が新会員を入会させることで、その紹介料や売上げの一部を利益として得る。
キャッチ・セールス	繁華街の路上や駅前、商品の購入を勧誘し、契約を結ばせる。
アポイントメント・セールス	電話などで商品やサービスの購入を勧誘し、契約を結ばせる。
ネガティブ・オプション	注文していない商品を送り付け、断らなければ購入したとみなし、代金を請求する。
SF商法	「数に限りがある」「今買わないと一生後悔する」などと客をあおって、高額な商品を買わせる。
かたり商法	消防員や警察官などの公的機関を装って、消防や防犯用具を購入させる商法。
靈感商法	「霊」「たたり」だと言って、不安をあおって、それに付け込んで商品を法外な価格で売る。
催眠商法	「サクラ」を集めて、高価な商品が安売りされているかのような雰囲気を作って、一種の催眠状態に陥れて、実際は安価な商品を販売する。

□ 公序良俗(公B)

日本の民法90条に定める公共的に認められている倫理。モラル。

□ クーリング・オフ(A)

消費者が結んだ契約を一定の条件で解除できる制度。

- ▶訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供・訪問購入は8日間、連鎖販売取引(マルチ)・業務提携誘引販売取引は20日間。
- ▶通信販売は対象外。

□ 消費生活センター(A)

商品に関する消費者からの苦情や相談を受け、商品テストを行う地方の行政機関。

▶国民生活センター(A)

独立行政法人で、消費生活センターの国バージョン。

▶消費者庁(A)

2009年に設置された内閣府の外局。被害予防と被害回復を行う。

III：消費者保護制度

1	問題発生！	契約を成立させて、何が問題が起きた。お金は返ってくるのかな…
2	契約の無効	契約が 公序良俗 に反する内容であれば契約をなかったことできる。 〈法律〉 民法
3	契約の取消し	未成年 が契約をした場合には契約を取消することができる。 〈法律〉 民法
4	契約の解除	場合によっては 契約解除制度(クーリング・オフ) によって、契約を解除することができる。 〈法律〉 特定商取引法 ・割賦販売法
5	専門家に相談	消費者問題について専門家に相談する。国は、無償で相談できる環境を作っている。 相談先→ 消費生活センター ※消費生活センターで相談された内容は場合によっては、国民生活センターや消費者庁にまで話が伝わる。
6	被害差止請求	国が行政指導を行ったり、国が認めた消費者団体が被害者に代わって不当な契約や勧誘の差止めを請求できる制度。
7	被害回復	特定適格消費者団体が代わりに裁判を行い、被害額を回復するが、裁判には費用がかかるのが現状。

IV: 契約の成立

民法 第522条 (契約の成立と方式)

契約は、契約の内容を示して**その締結を申し入れる意思表示(以下「申込み」という。)**に対して**相手方が承諾をしたとき**に成立する。

2 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、**書面の作成その他の方式を具備することを要しない。**

契約は、表意者の**申込み**と相手方の**承諾**があれば成立し、**書面である必要はない。**

例)

売買契約…ものの購入に関する契約

雇用契約…労働に関する契約

消費貸借契約…お金の貸し借りに関する契約

貸貸借契約…物の貸し借りに関する契約

□ 民法(A)

私人間の問題に関することを定めた私法の一つ。特に契約・家族などに関することを定めている。

V: 無効と取消し

無効と取消しは同じようで実は違う。無効は、契約そのものが存在しない。

取消しは、契約は取消しを宣言すれば取消し。そうでなければ有効になる。

	契約の発生	宣言がない場合
無効	なし	無効
取消し	あり	有効

VI: 契約の解除

無効	意思能力の欠如	民法 第3条の2 (意思能力) 法律行為の当事者が意思表示をした時に 意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。
	意思能力を持っていない人が行った法律行為は無効になる。	
	公序良俗違反	民法 第90条 (公序良俗) 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。
	犯罪行為や倫理的に問題のあるような法律行為は無効になる。	
	心裡留保	民法 第93条 (心裡留保) 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、 相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。
	自分も相手も本意ではないとわかっていた法律行為は無効になる。	
取消し	虚偽表示	民法 第94条 (虚偽表示) 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。
	自分も相手も嘘とわかっていた法律行為は無効になる。	
	制限行為能力者 (未成年者など)	民法 第5条 (未成年者の法律行為) 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。 2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。
	制限行為能力者が行った法律行為は取消しが可能。	
	錯誤	民法 第95条 (錯誤) 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、 取り消すことができる。
	錯誤(勘違い)をして行った法律行為は重要事項であれば取消しが可能。	
詐欺・強迫	民法 第96条 (詐欺又は強迫) 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。	
詐欺や強迫(害悪を予告される)を受けて行った法律行為は取消しが可能。		

I： 国家の三要素

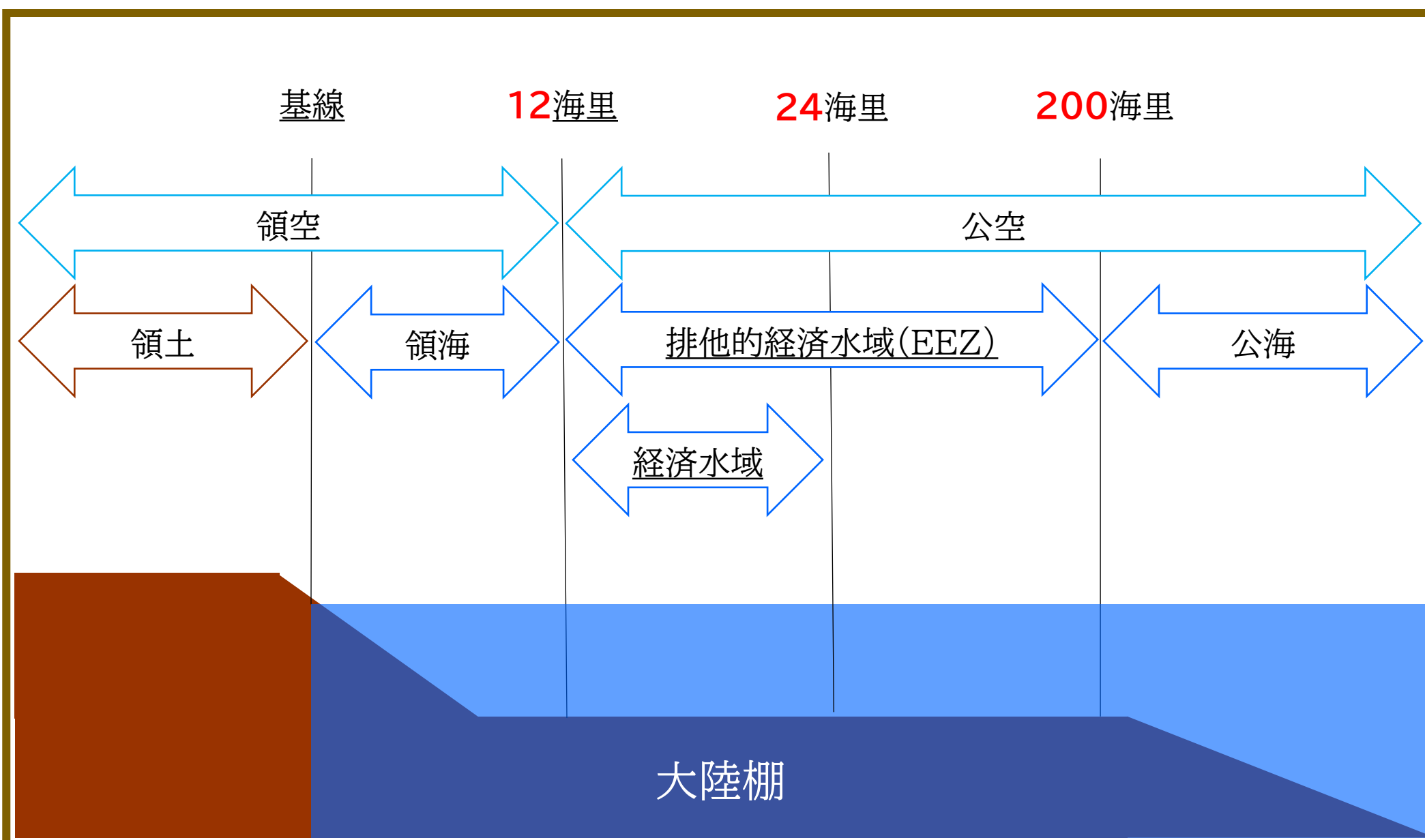
国家は、**領域・主権(統治権)・国民**の3つから成立する。

	範囲	無許可の通行権	その他重要事項
領土	陸地	なし	領土内において、国籍問わずその国の法に従う。
領海	基線から12海里	あり(無害通航権)	沿岸国は、地下資源などの独占的な権利をもつ。
領空	領土と領空の上空	なし(領空侵犯)	宇宙空間には主権が及ばない。(宇宙条約)

□ 無害通航権(B)

沿岸国の平和・秩序・安全を害しない限り、許可なく他国の船は航行できる権利。

II： 領域



□ 基線(C)

干潮時に海と陸が接する線

□ 海里(C)

緯度1度分に相当する長さを表す単位。1海里=1852m。

□ 排他的経済水域(A)

基線から200海里を超えない範囲で領海の外に設定できる水域。海中・海底・地下資源に関する主権をもつことができる。ただし、他国の船舶の航行を妨害することはできない。

□ 接続水域(B)

沿岸国が出入国管理等のために領海の外側に設定する水域。

□ 国連海洋法条約(B)

領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚、公海、深海底等の海洋に関する問題について定めている条約。

□ 宇宙条約(B)

宇宙空間と天体について、国家の主権が及ばないことを定めた条約。軍事的な利用を禁止し、宇宙に関する原則を定めている。1966年国連総会採択。

◆ 領域

領域のうち、海に関するルールは国連海洋法条約で定め、空に関するルールは宇宙条約などで定めている。

◆ 公海自由の原則

公海では、全ての国民が他国の干渉を受けずに自由に使用できる。この原則を公海自由の原則という。

◆ 大陸棚(c)

大陸棚とは、大陸の延長上にある浅い海底のことをであり、その範囲については、沿岸国が大陸棚の探索や天然資源の開発の主権を持っている。(大陸棚に関する条約(B))

Ⅲ：尖閣諸島(沖縄県石垣市)

【対立相手】 中華人民共和国

1895	日本が 無主物先占 を宣言 ▶日本は尖閣諸島の領有権を確認し、無人島であることを関係諸国に確認した。
1971	中国と台湾 が領有権を主張 ▶東シナ海に 石油資源 があることを確認し、東シナ海が中国の海域であり、中国の陸続きの島であると主張した。
2010	海上保安庁巡視船と中国漁船が衝突
2012	日本政府が買い取り し、国有化
2013	習近平政権成立→その後領海侵犯が繰り返される

□ 無主物先占(c)

所有国が存在しない無主物については、先に占有したものに所有権があるとする国際法上のルール。

Ⅳ：竹島(島根県隠岐市)

【対立相手】 大韓民国

1905	島根県隠岐の島町に竹島を帰属させて、 日本の領土に編入 される。 ▶日本側に漁民が竹島を使用していたことを示す歴史文書が存在する。
1951	サンフランシスコ平和条約 を締結 ▶竹島を日本が放棄する地域に加えることを韓国がアメリカに要求するも拒否される。また、竹島が朝鮮の領土として扱われたことがなく、朝鮮に領有権を認めなかった。
1952	李承晩ライン を一方向的に設定し、その境界線内に竹島を編入した。
1965	日韓基本条約 を締結し、日韓国交が正常化。 その際に日韓漁業協定を締結して李承晩ラインを破棄。
2005	島根県議会が 2月22日を竹島の日とする条例 を制定 ▶これにより反日暴動が発生
2012	李明博大統領 が国家元首として初の竹島訪問 ▶ 国際司法裁判所 にこの問題を付託することを日本が韓国に提案するも拒否される。

□ 李承晩ライン(c)

韓国が定める外国漁船立入禁止線(軍事境界線)のこと。

Ⅴ：北方領土(北海道)

【対立相手】 ロシア連邦(旧ソ連)

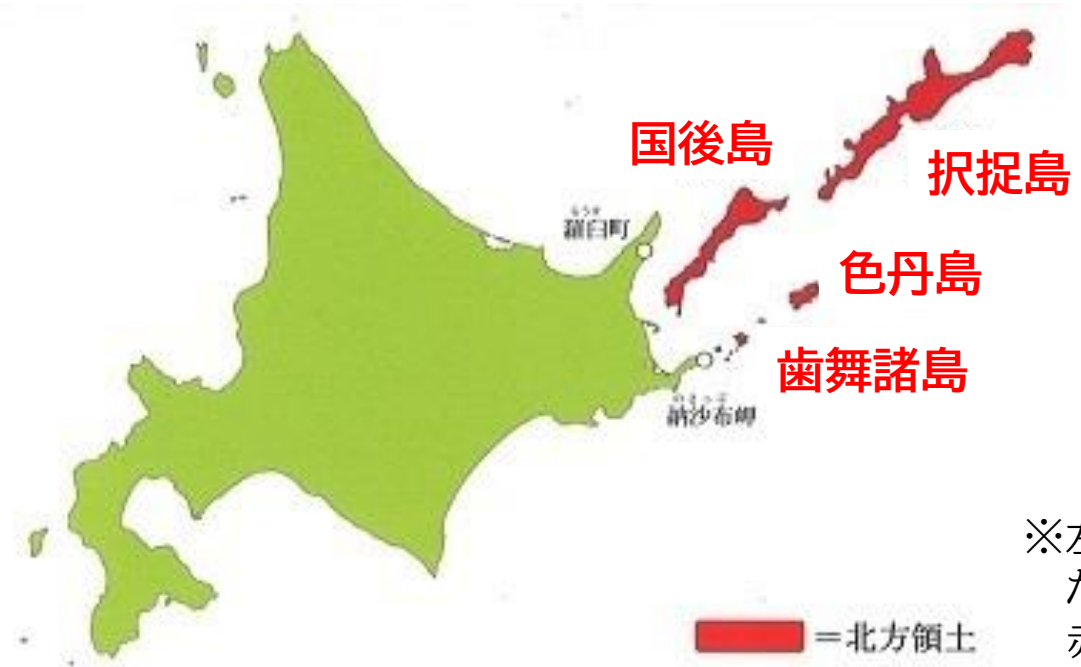
1956	日ソ共同宣言 を発表 ▶将来に平和条約締結後に「 歯舞島 」「 色丹島 」を日本に引き渡す「 北方二島先行返還 」が約束された。
1960	新日米安全保障条約を日米が締結 ▶ソ連を敵国と想定した政策を強化したため、ソ連が 事情変更原則 を用いて約束無効を主張。
2012	日口首脳会談 を実施 ▶二島返還を示唆されるも、四島完全返還が困難になる可能性があり解決せず。
2017	ロシアが 北方領土を経済特区 に指定。 ▶水産業の振興、インフラ整備の実施を明らかにし、クリール諸島で軍事演習を実施することで実効支配を進めている。

□ 事情変更原則(c)

私法上の概念で、契約内容については、社会的事情の変化があれば変更されなければならないという原則。

□ クリール諸島(c)

北方領土と千島列島のこと。



※左図は、北海道のオープンデータを利用しています。ただし、島名が潰れて読めなかったため、赤字で表記しなおしております。

I：裁判所の種類

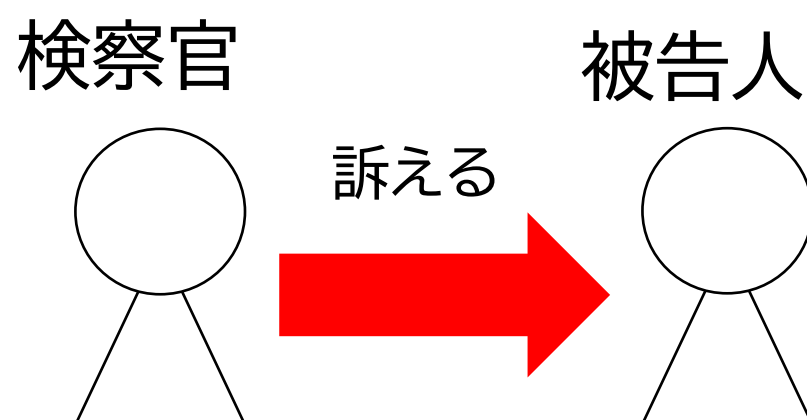
裁判所は「最高裁判所」と「**下級裁判所**」に分けられる。

下級裁判所…高等裁判所(8か所)、地方裁判所(50か所)、家庭裁判所(50か所)、簡易裁判所(438か所)

II：裁判の種類

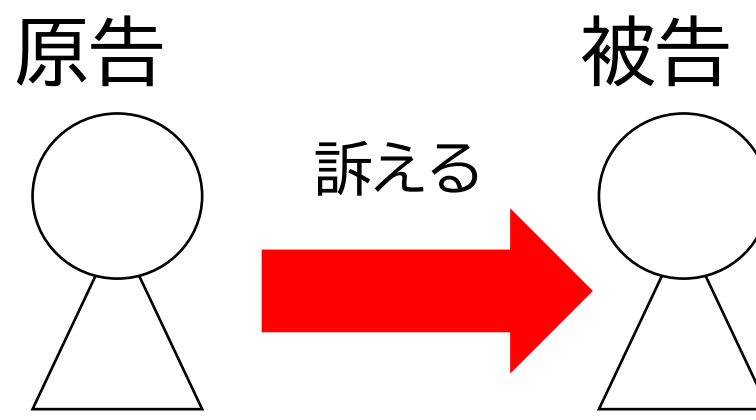
刑事裁判

被告人が刑法で定める違法行為を行った場合に、検察官が国民を代表して被告人を訴える裁判。



民事裁判

原告が被告から何かしらの被害を受け、原告が被告を訴える裁判。
なお、原告・被告は会社などの団体の場合もあり人とは限らない。



III：裁判のルールと原則

特別裁判所の禁止	明治憲法下で存在した 行政裁判所 、 皇室裁判所 、 軍法会議 などの設置は禁止されている。
行政裁判所の 終審 を禁止	行政機関の司法活動は「前審」に限られる。行政機関の決定に不服であれば裁判所へ訴えることができる。
法廷内における撮影・録音の禁止	法定内においては、撮影・録音を禁じている。メモを取ることは許されている。
裁判の 公開	対審と判決は公開法廷で行わなければならない。 <例外> 裁判官全員の同意があれば、 対審は非公開 にすることができる。(判決は公開) <例外の例外> 政治犯罪 、 出版 に関する犯罪、 国民の権利義務 が問題となる事件は絶対公開

IV：日本の裁判制度

①**三審制**…日本は最大3回裁判をすることができる。



②**再審制**…有罪判決が確定して、裁判が終了した事件について、判決に合理的な疑いがあるような新たな証拠が発見された場合に、裁判のやり直しができる制度。

<再審によって死刑判決が無罪になった事件>

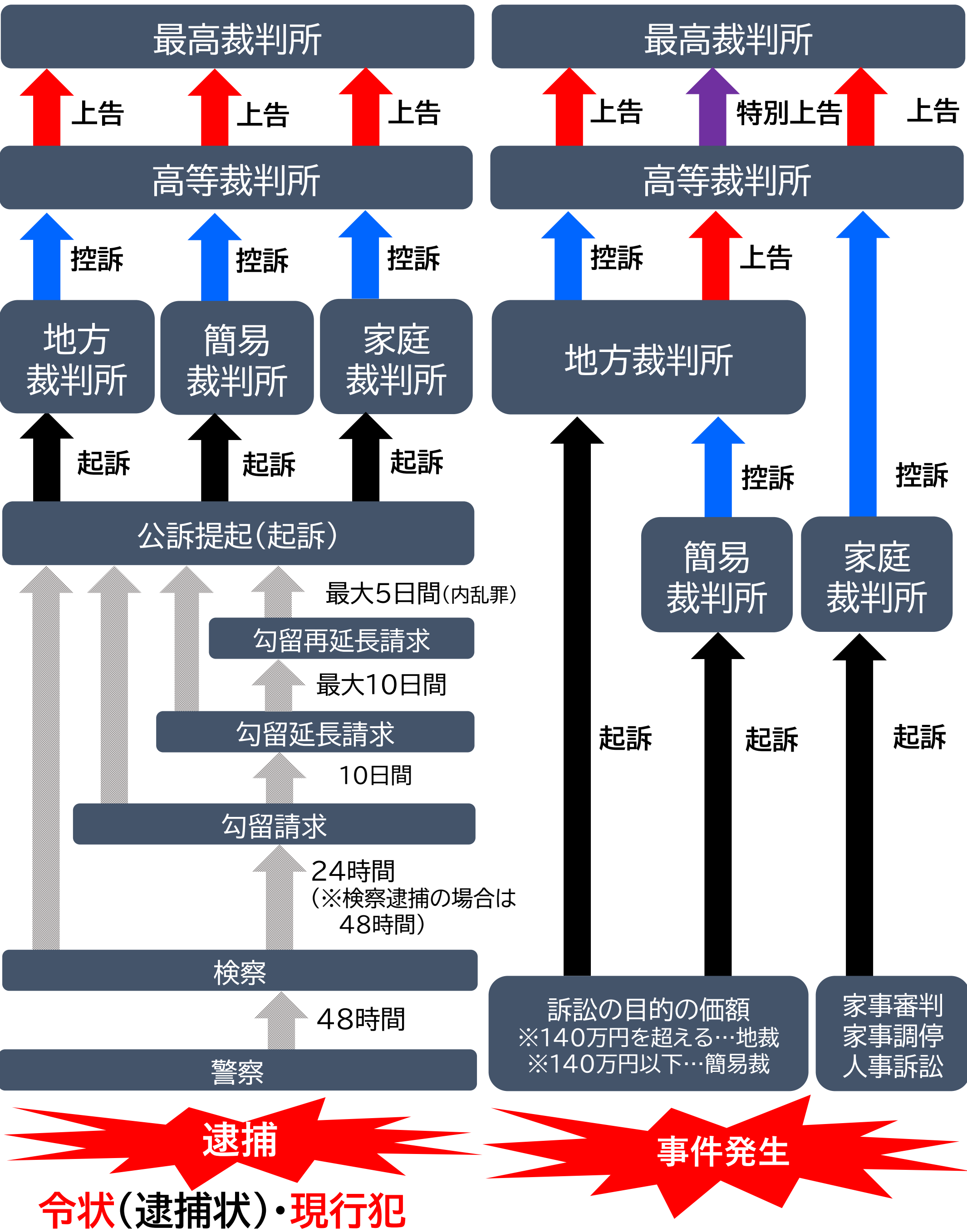
①**免田事件** ②**財田川事件** ③**松山事件** ④**島田事件**

<現在進行中の再審裁判>

袴田事件

I: 刑事訴訟 (刑事裁判)の流れ

II: 民事訴訟 (民事裁判)の流れ



II: 検察審査会

【構成員】 令和5年度より、**18歳**以上の日本国民から無作為に選出。

【内 容】 検察官の不起訴判断が妥当でない場合には、不服を申し立てて、検察官に再審査を要求することができる。
 なお、同一の事件について2回起訴相当の議決を行った場合には、指定弁護士が**強制起訴**を行う。

【事 例】 初めて強制起訴された事件は「明石花火大会歩道橋事故」

I：小数と百分率

- (01) $100 \times 0.2 =$
- (02) $500 \times 1.5 =$
- (03) $520 \div 0.2 =$
- (04) $100 \times 20\% =$
- (05) $100\text{万} \div 0.01 =$
- (06) $200\text{万} \times 15\% =$

II：分数と百分率

- (01) $\frac{3}{8} \times 100\% =$
- (02) $450 \times \frac{1}{50} =$
- (03) $\frac{2}{3} \div 0.1 =$
- (04) $40\text{万} \times \frac{1}{50} =$
- (05) $40\text{万} \times \frac{1}{3} + 4\text{万} \times \frac{1}{6} =$

III：分数と百分率

- (01) 比例式 $x : 9 = 3 : 27$ を解きなさい。
- (02) 比例式 $12 : x = 3 : 4$ を解きなさい。
- (03) 比例式 $1 : 100 = x : 5000$ を解きなさい。

IV：方程式

- (01) 方程式 $4x + 9 = 3x + 13$ を解きなさい。
- (02) 方程式 $8x - 13 = 4x + 23$ を解きなさい。
- (03) 方程式 $\frac{2x+1}{3} + 6 = 9$ を解きなさい。
- (04) 方程式 $\frac{x+5}{6} = \frac{5x+4}{3} + 4$ を解きなさい。

V: 連立方程式

(01) 連立方程式 $\begin{cases} y = 8x - 22 \\ y = 3x + 13 \end{cases}$ を解きなさい。

(02) 連立方程式 $\begin{cases} 5x + 8y = 16 \\ 3x + 8y = 10 \end{cases}$ を解きなさい。

(03) 連立方程式 $\begin{cases} 0.2x + 1.5y = 2.5 \\ 1.2x + 3.0y = 3.0 \end{cases}$ を解きなさい。

VI: 一次関数

(01) $y = 2x + 10$ のグラフにおいて、 $x = 4$ のときの y の値を求めなさい。

(02) $y = -4x + 30$ のグラフにおいて、 $y = 18$ のときの x の値を求めなさい。

(03) $y = x + 4$ と $y = -3x + 60$ のグラフの交点の座標を求めなさい。